

岩手県告示第97号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	平成30年1月28日